

〔資料12〕 水害時における緊急時協力避難施設の使用に関する覚書

水害時における緊急時協力避難施設の使用に関する覚書

(趣旨)

第1条 この覚書は、岡崎市内で災害(洪水等による火災に限る。以下同じ。)が発生し、又は発生するおそれがある場合において、岡崎市(以下「甲」という。)が、三菱自動車工業株式会社他11団体(以下「乙」という。)所有の施設の一部を緊急時協力避難施設として使用することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象となる災害)

第2条 この覚書の対象となる災害は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第60条の規定により甲が避難のための立退きを勧告し、又は指示した場合とする。

(協力の要請)

第3条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲の指定避難所で避難者の生命及び身体を保護できないと認めるときは、乙に対し、次条に指定する施設を緊急時協力避難施設として使用することを要請することができる。

(緊急時協力避難施設)

第4条 乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、乙の所有に係る次に掲げる施設を緊急時協力避難施設として甲に使用させるものとする。

(1) 名称 三菱自動車工業株式会社 名古屋製作所内 体育館

(2) 位置 岡崎市橋目町字中新切1番地

他11箇所

(使用期間)

第5条 緊急時協力避難施設としての使用期間は、甲が第3条の規定による要請をした時から避難の必要がなくなった旨の通知をした時までとする。

(避難者への対応)

第6条 乙は、緊急時協力避難施設を使用する避難者に対し、施設内の暖冷房設備、証明設備、通風設備、水道施設(便所を含む。)等を適宜使用させるものとする。

(派遣の要請)

第7条 乙は、緊急時協力避難施設を使用する場合において必要があると認めるときは、甲の職員を当該施設へ派遣するよう甲に要請することができる。

(復旧)

第8条 甲は、緊急時協力避難施設の使用を終えたときは、遅滞なく当該施設を原状に復旧し、又は乙の同意する状態に復旧するものとする。

(経費の負担)

第9条 乙が緊急時協力避難施設を避難者に使用させたことにより要した費用は、甲が負担する。

2 乙は、前条に規定する復旧が完了した後、緊急時協力避難施設の使用に要した実費を甲に請求するものとする。

(緊急時協力避難施設の変更及び廃止)

第10条 乙は、緊急時協力避難施設の名称若しくは位置を変更し、又は緊急時協力避難施設としての機能を廃止したときは、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定により緊急時協力避難施設の変更又は廃止の通知を受けたときは、当該施設の使用が想定される地域の住民にその旨を周知しなければならない。

(協議)

第11条 この覚書に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、別に定める。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲、乙それぞれ1通保管する。

平成15年9月30日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市

乙